

新・教育基本法の問題点と批判

—教育における「戦後レジームからの脱却」の本質—

中 谷 彪

(武庫川女子大学文学部教育学科)

Criticism on Some Problems the New Fundamental Law of Education Contains

— the real figure of “break away from the postwar regime” in the field of education —

Kaoru Nakatani

Department of Education, School of Letters

Mukogawa Women's University, Nishinomiya 663-8558, Japan

Abstract

The Prime Minister Shinzo Abe Administration advocates “break away from the postwar regime”. As a part of measures crystallizing his idea, the government party occupying an absolute majority of the Diet forced to amend the fundamental law of education completely, and enforced the new fundamental law of education, on December 22, 2006. The original law was made in 1947, based on the educational philosophy and principles which profoundly criticized and denied the prewar educational system under the imperial rescript on education. In addition, the government party passed three education-related bills (school education law, teacher license law, organization and management of the local educational administration).

What is the true purpose of successive amendments on educational laws? What kind of problems in terms of educational science do they have?

This paper examines the new fundamental law of education carefully, and, pointing out the problems of the law, clarifies the real figure of “break away from the postwar regime” in the field of education. This paper also proposes some viewpoints to overcome the problems.

はじめに

「戦後レジームからの脱却」を掲げる安倍晋三政権は、戦前の教育勅語教育体制を抜本的批判否定する教育原理と原則を込めた「旧・教育基本法」(1947年3月31日制定公布)を、政治的絶対多数を占める国会で改正((2006年12月15日)し、「新・教育基本法」を同年12月22日に公布・施行した。ついで2007年6月22日、教育関連3法案(学校教育法、教職員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案)を可決した。

これらの一連の教育法改正の本質は何か。それは教育科学的にいかなる問題点を持っているのか。本稿では、「新・教育基本法」に焦点を当て、その問題点の考察を通して、教育における「戦後レジームからの脱却」の本質とは何かについて明らかにして行きたい。

なお、教育基本法は改正されても教育基本法であるので、本稿では、混乱を避けるために、1947年の教育基本法を「旧・教育基本法」または「旧法」とし、改正教育基本法を「新・教育基本法」または「新法」と使用する。

1. 教育基本法改正までの経緯

(1) 日本国憲法と教育基本法の制定

教育基本法が制定され、60年を経て改正されるに至る経緯について、簡単に整理しておこう。

第1に、教育基本法は日本国憲法の精神に則って制定されたということである。

旧・教育基本法は、教育刷新委員会でその原案が審議され、帝国議会で1947年3月31日に制定され、当日、公布施行された。日本国憲法が1947年5月3日施行であるので、教育基本法は無効であるなどという見解を主張する人々もいるが、これはためにする見解である。なぜならば、日本国憲法がすでに前年の1946年11月3日に公布されているからである。また日本国憲法の審議の過程で、当時の田中耕太郎文相によって教育の基本を定める「教育根本法の制定を考慮している」と表明され、教育刷新委員会が設置され、教育基本法の前案の作成に着手されたという経緯がある¹⁾。それゆえに日本国憲法の制定に続いて、教育基本法が制定されたのである。このことは、教育基本法の前文においても明言しているところである。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。(中略)

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

第2に、教育基本法は、戦前の教育勅語の教育的価値を根本的に批判し否定して制定されたものである。教育勅語の教育的価値は国民が天皇制国家に命を投げ出すことを至高とするものであり、その教育は超国家主義軍国主義的性格を有するものであった。

これに対して教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」(前文)と「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造」(前文)をめざす教育を普及徹底するとともに、教育の目的を「人格の完成」(第1条)であると宣言した。

しかし、皮肉にも、教育基本法が教育的価値として「個人の尊厳」「人格の完成」「平和」を掲げたために、改正論議のさらされることになった。

(2) 教育基本法改正論の特色

教育基本法は施行後、間もなくして、改正の論議に直面する。教育基本法制定以降の教育基本法改正論(見直し論を含む)の動向を時系列的に見てみると²⁾、いくつかの特色が鮮明になる。それらを指摘してみよう。

第1点は、教育基本法改正論は、戦後の政治のほとんど大部分を支配してきた政府与党である自由民主党及びその議員から主張されてきているということである。言い換えれば、戦後の教育基本法改正論の多くは、その基底において、自民党が起爆力もしくは教育基本法改正運動の中心になってきているということである。憲法改正を党是とする自由民主党が教育基本法の改正をも主要なる標的としてきたことは、歴史的に明白である。

ただし、2006年4月に内閣が「教育基本法改正案」を国会に提出した際、民主党が同年5月に対案(日本国教育基本法案)を国会に提出した(これは実に愚策で、これで政府の改正案の成立が確定したと考えられる)。

第2点は、教育基本法改正の理由が、時代の経過とともに、その内容が変遷してきているということである。

初期の改正理由としては、過去の教育勅語や道徳への復古、回帰の傾向が強かったのに対して、近年の改正理由では、教育基本法教育理念を一応は承認しつつも、教育基本法に足りないもの、不足している

ものを補っていこうと主張する傾向が強いということである。つまり、21世紀にふさわしい教育基本法にするために、付加価値を加えていこうということである。国家主義または保守主義の改正論に代わる新保守主義または新自由主義の改正論と言われる所以である。

第3点は、改正の方向は、日本の歴史と伝統と文化の尊重と、国を愛し守ることであって、こうした価値については改正論の意見は一致しているということである。

第4点は、今日の教育の荒廃状況を招来したのは、教育基本法に原因がある、それゆえに、教育基本法を改正しなければならないというものである。

第5点は、教育基本法が制定されて60年以上経過し、社会的教育的状況が大きく変わってきたので、それに応じて改正しなければならないということである。教育基本法が時代に即応していないというものである。

以上の一連の流れを踏まえて、旧教育基本法の改正方向を整理すれば、①日本の歴史と伝統と文化を尊ぶこと、②日本の国を愛し、国を守ること、③国家と社会への奉仕、④家庭教育の重視、⑤宗教的情操の涵養、⑥道徳教育の強化、⑦義務の強化、⑧国際協力、⑨教育における行政責任の明確化、と言えよう。

ここで強調しておきたいことの第1点は、教育基本法改正論の方向は、「21世紀を切り拓く」教育基本法の創造を目指しているとは到底思えないということである。

一連の教育基本法改正論議は、新しい時代にふさわしい新しい教育価値を付加すると言いつつも、その方向は、「古い価値への回帰」もしくは「時代錯誤的価値観」の強調で、その内容は「偏狭な国家と文化への愛の強調」「前近代的人権教育思想への回帰」と言わなければならない。

付け加えれば、新教育基本法は、「21世紀を切り拓く」というキャッチフレーズで「教育基本法の改正」の必要性を提言した中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（2003年3月20日）の改正案に酷似している³⁾。この意味においては、今回の新教育基本法は、これまでの改正案を忠実に継承したものであるということである。

ここで強調しておきたいことの第2は、教育基本法改正論の方向は、主要な点において日本国憲法の改正方向とも共通しているということである。改憲論の中心は第9条の改悪にあるが、その他の条項においても、国民の権利の軽視と義務の強化にあることは、これまでも多くの論者によって指摘されてきているところである。ただし、この点については、後述することにする。

さて、改正教育基本法はどういう内容になっているであろうか。それをつぎに見ていこう。

2. 教育基本法の改正点とその形式的問題点

教育基本法はどのように改正されたのか。それをまず確かめておこう。

まず、形式的な面から見れば、次のようなことが指摘できる。

第1に、新教育基本法は、章と各条からなる法律となっていることである。この点で、各条から成り立っていた旧法とは、法形式において大きく変わっている。新しく設けられた章としては、第1章 教育の目的及び理念(第1条～4条)、第2章 教育の実施に関する基本(第5条～15条)、第3章 教育行政(第16条～17条)、第4章 法令の制定(第18条)である。

第2は、双方に前文があることは同じであるが、「旧法」が11か条であるのに対して、「新法」は18か条と増えていることである。

旧教育基本法の条文見出しとよく似た条文見出しについては除外するとして、新たに追加された条文見出しは、第3条(生涯学習の理念)、第7条(大学)、第8条(私立学校)、第9条(教員)、第10条(家庭教育)、第11条(幼児期の教育)、第13条(学校、家庭及び地域住民等の連携協力)、第17条(教育振興基本計画)である。これらの条文といえども、旧教育基本法に該当しない条文はほとんどないといってよいものであるが、条文見出しとして新しいと位置づけられよう。

もっとも、教育法令との関係でいえば、大学や私立学校や幼児期の教育については学校教育法などが、教員については教育公務員特例法などが、教育振興基本計画については文部科学省設置法などが関連して

おり、敢えて教育の基本法である教育基本法に規定する必要があるのであろうかという疑問が残る。

第3に、旧法にあった規定が、新法では削除されてしまった条文があるということである。それは「男女共学」を規定した旧法の第5条である。現代日本において、真の意味での男女共学(この場合の「男女共学」とは、①同一の教室で、②同一かつ同程度の教科・学科等を、③同一の教材・教育方法で、④同一の教員によって、学習することを意味する。)が浸透しているとは考えられない問題現状を考えると、男女共学規定が不必要であると結論を出してしまうのは早計のように思われる。この点については別のところで触れたので、それを参照されたい⁴⁾。

第4に、全体的に、各条文が長くなっていることである。旧教育基本法は、前文と本文11か条からなる短い法律であった。しかし、新教育基本法は前文と本文18か条から成り立っており、しかも、各条文は比較的長い条文が多い。例えば、第2条(教育の目標)、第5条(義務教育)、第16条(教育行政)などは、その典型であると言える。

3. 教育基本法の改正点とその内容的問題点

新教育基本法の内容については、多くの問題点が指摘できる。以下では、紙数の制限の問題もあるので、特に重要と考えられる諸点に限定して指摘していこう。

第1点は、日本の歴史の正当性(無誤謬性)が強調されていることである。そこには日本の歴史に対する賛美はあるが、過去の罪過への反省が微塵も含まれていない。

旧教育基本法の制定の際は、教育刷新委員会が作成した「教育基本法案要綱案」には、その前文の冒頭部分に、つぎのような過去の罪過を反省した一節があった⁵⁾。

「教育は、真理の開明と人格の完成とを期して行われなければならない。従来、わが国の教育は、ややもすればこの自覚と反省とにかけるところがあり、とくに真の科学的精神と宗教的情操とが軽んぜられ、徳育が形式に流れ、教育は自主性を失い、ついに軍国主義的、又は極端な国家主義的傾向をとるに至った。この過りを是正するためには教育を根本的に刷新しなければならない。」

この部分の存続については教育刷新委員会第一特別委員会でも賛否両論があったが、同特別委員会としては、大切な部分であるとして残された。しかしながら、この一節は、文部省内での法案作成過程の段階で削除されてしまった。この削除は誠に遺憾であったと言わなければならない。

しかし新教育基本法には、こうした反省を示す言葉がまったくない。そこでは次のようにいう。

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。」

ここには、日本国と日本国民が、たゆまぬ努力を重ねて、過去からずっと民主的で文化的な国家を建設し、発展させてきたように読み取れる。しかし、これは歴史的事実に反する。つい60年前にアジア諸国や東南アジア諸国を侵略し、多数の他国民に対して筆舌に尽くせぬ辛苦を与えた罪過を反省しないで、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」と宣言してみても、世界の諸国民には信用されないであろう。

第2点は、「日本国憲法」と「平和」が軽視されていることである。旧教育基本法では、短い法律でありながら、平和という言葉が3回(前文に2回、第1条に1回)盛り込まれていた。特に前文の冒頭では、

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」

とあった。そこには、これからの日本の教育は日本国憲法の本質から出発するという決意表明があり、教育も憲法の民主主義、平和主義、基本的人権の尊重を基調とするという覚悟があった。日本国憲法と旧教育基本法にとって、もっとも大切な概念は「平和」であったといっても過言ではない。教育基本法の原案を審議した教育刷新委員会第一特別委員会でも、8人の委員たちが唯一、一致して熱願・熱望した価値は「平和」であった。それほど、「平和」は重い概念であった。それが、旧教育基本法の条文に込められていたのである。

しかしながら、新教育基本法には、日本国憲法の位置づけが軽く、また、日本国憲法の基本原理、とり

わけ平和の強調がない。これは、後にも触れるように、おそらく日本国憲法の改正の動向とも関連しているからであろう。

第3点は、新教育基本法には、「我が国の伝統と文化」「愛国心・郷土愛」「公共の精神」が強調されていることである。まず、その条文を示そう。

「我々は、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」(前文)

「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。」(2条)

「我が国の伝統と文化」「愛国心・郷土愛」「公共の精神」などの事項は、中央教育審議会の答申「教育基本法改正の方向」における「新たに規定する理念」の8つの項目のうちの、「社会の形成に主体的に参画する『公共』の精神、道徳心、自律心の涵養」や「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」と軌を一にするものである。

しかし、そうした項目の規定は、かえって偏狭で、狭隘で、閉鎖的な人間を育成することになるのではないかと危惧される。とりわけ、「公共の精神」「日本の伝統と文化」「愛国心・郷土愛」等の規定は、国家至上主義的考え方や全体主義的なものになっていく危険性を孕んでおり、しかも今日では、復古的なナショナリズムや国家への奉仕の強要につながりかねない心配がある。

また、「愛国心・郷土愛」条項は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」(憲法第13条)、「思想・良心の自由」(憲法第19条)など、個々人の人格的自律と内心の自由を保障する領域を国家が法規範として定立することを意味する。これは、明らかに国家権力による国民の価値観への介入と統制とであって、近代憲法の原則から考えて、容認できないものであると批判しなければならない。

先に、これらの事項の追加は、かえって偏狭で、狭隘で、閉鎖的な人間を育成することになると批判したのには、理由がある。すなわち、これらの項目は、言葉の正しい意味において、遥かに適切かつ普遍的に、旧教育基本法(前文、第1条)に規定されているものであり、敢えて新しく追加する必要のある教育理念(項目)ではないと考えるからである。

このことは、例えば、旧教育基本法の制定に関わった文部官僚たちが中心となって著した『教育基本法の解説』が、教育基本法第1条の「人格の完成」等について、次のように解説していることから明らかである。少し長いが、重要なので引用しておきたい。

「従来の各学校令は各々その第1条において、その学校教育の目的を規定していた。その多くは、『皇国ノ道ニ則リ』ということばがはじめにつけられ、教育はすべて国家目的に奉仕すべきものとされ、国家有用の人物を練成することが目的とされ、人格の問題は、いわば副次的に取り扱われるにすぎなかったのである。それがここに教育がまず何よりもまず人格の完成をめざして行われなければならないと示されたことは、わが教育史上誠に重大な意義をもつことであるといわなければならない。」⁶⁾

「人格の完成とは、…人間の諸特性、諸能力をその完全、即ちそれがあらねばならない状態にまで持ちきたすことであり、更にこの人間の諸特性、諸能力をその内容の全方向に一しかも各方向が統一と絶えざる連絡とを保持しながら一発展せしめ、個人をそれぞれの能力に応じて、なるべく完全ならしめることである…」⁷⁾

「人格は…、あらゆる人間の諸特性、諸能力を含むものであるから、『人格の完成』は、真、善、美の価値に関する科学的能力、道徳的能力、芸術的能力などの発展完成である。したがって、人格の完成という理念のうちに科学教育、道徳教育、芸術教育などの原理が含まれているというべきである。」⁸⁾

「人格の完成ということは、個人の尊厳と価値との認識に基づくものであるということ強調しておかなければならない。なぜならば、国家あって個人なく、個人を単なる国家の手段と考えるところには、人格の完成などということはおおよそ無意味なことであるからである。

…人格の完成は、単に個人のために個人を完成するというにとどまるものではなく、かかる人間が同時に国家及び社会を形成するよい人間となるように教育が行なわれなければならないことを示すのが後段の趣旨である。さればといて、人格の完成が国家及び社会の形成者の育成ということにおおわれ、それにつきるというのではない。人格の完成ということは、国家及び社会の形成者の育成ということの根本にあり、それより広い領域をもっている。この広

い立場で育成された人間が、はじめて国家及び社会のよい形成者となることのできるのである。

『平和的な国家及び社会の形成者として』まず平和的な国家及び社会とあるが、こゝに社会とあるのは、国内における家庭、会社、学会、地方公共団体等の各種のあらゆる社会、及び広く国際社会を含むものである。』⁹⁾

ここには、「人格の完成」「国家及び社会の形成者」ということばの広くて奥深い意味が、詳細かつ的確に説明されていると考える。

第4点は、戦後教育行政改革の諸原理がごとごとく否定されてしまったということである。ここでいう戦後教育行政改革の諸原理の否定とは、教育権独立の原理の否定であり、換言すれば、政治の教育支配ということである。それを説明していこう。

新教育基本法第16条(教育行政)の第1項は、つぎのように規定している。

「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、…」

この規定は、旧教育基本法第10条第1項とはまったく異質な内容の規定である。ちなみに、旧教育基本法第10条(教育行政)の第1項は、つぎのような規定であった。

「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」

旧法の「不当な支配に服することなく」とは、国家がその教育行政権力の行使にあたって、「不当な支配」を及ぼすことのないように制限したものであり、「国民全体に対し直接に責任を負って行」うとは、中央教育行政官庁である文部科学省が教育を支配するのではなくて、地方に設けられる公選制の教育委員会によって教育を運営していくということを意味していた。言い換えれば、一般行政は日本国憲法の前文で謳っているように、議会制民主主義の原理に基づく政治の多数決原理に従って行われるとしても、教育行政にあっては、「国民に直接に責任を負って」行われるのである。それは、議会制民主主義の原理に基づく政治の多数決原理とは異なる原理、すなわち教育権独立の原理として行われるということであり、具体的には公選制の教育委員会によって教育が運営されるということであった。

したがって、旧教育基本法第10条で最も重要な文言は、「国民に直接に責任を負って」であった。しかし新教育基本法では、「不当な支配に服することなく」という文言は残されたが、「国民に直接に責任を負って」という条項は削除されてしまった。なぜならば、その条項は国家権力にとってもっとも煩わしい内容を含んでいたからである。それゆえにこの際、教育権独立の思想を否定してしまいたかったのである¹⁰⁾。

かくして新法は、教育は議会制民主主義の原理、すなわち政治の多数決の原理によって行われるとされているのである。これは、国会で法律が成立しさえすれば、いかなる教育法規も、たとえ教育内容や国民の思想の自由や価値観に関わるものであっても、「不当な支配」ではないとされるということである。しかもこの規定によれば、政治的多数決で成立した教育関係法に反対することが、「法律に基づく行政」の原理を否定するものとして、「不当な支配」に該当することになりかねない。「不当な支配」の主体が、国家権力から国民に移動したのである。

これらは、戦前の教育行政(中央集権的・官僚統制的・一般行政従属的教育行政)の在り方を抜本的に反省して改革した戦後の教育行政の諸原理(地方分権的・住民統制的・自主的教育行政)を払拭したものであるといえる。これで、教育は再び政治の従者になってしまったと言っても過言ではない。

国家(政府)にフリーハンドの教育支配権を承認することを予定した第16条の規定は、新教育基本法の条項の中で、もっとも危険で、反動的なものであるといわなければならない。

第5点は、第4点とも関わるが、国家(政府)は教育を思いのままに支配する体制が出来上がったということである。それを示しているのが、新法第16条第2条である。同条第2項はつぎのように規定している。

「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。」

この規定によれば、国家(政府)は「教育に関する施策を総合的に策定し、実施」する権限を有するのであるが、これには第17条に定める「教育振興基本計画」の策定権限をも含まれる。すなわち、国(政府)は、「全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため」もしくは「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」という理由をつけるならば、政治的多数決で法律を制定することができるということであり、また、制定された法律に依拠さえするならば、どんな教育政策をも策定することができ、

どんな教育施策をも執行し得るということである。

しかし、いかに議会制民主主義という制度をとったとしても、政治的多数決によって、人間の生き方や価値選択的な人間の行動様式に深くかかわる教育や教育内容の在り方を決定するというようなことが許されるのであろうか¹¹⁾。実は、過去の歴史において、こういう暴挙が行われてきた事実を反省して、教育の政治からの自律性・自主性という思想が主張されてきたのである。その1つが教育権独立という思想である。

この教育権独立の思想を規定していたのが旧教育基本法第10条であった。この教育固有の思想である教育権独立思想が新教育基本法では、まったく捨象されてしまっているのである。

また、旧教育基本法第10条第2項は、同条第1項の規定に基づいて策定された教育政策を執行するに当たって、「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標としておこなわれなければならない。」とその任務を定めていたが、その任務遂行に当たっては、「この自覚のもとに」と「教育の目的を遂行するに必要な」という枠をはめ、教育行政権限の恣意を極力排除しようとしていた。しかしながら、こうした歯止め及び自制枠は、新教育基本法第16条第項にはない。これはまさしく「国家の教育権」の肯定と正当化であって、国(政府)は、やろうと思ったら、何でもできるのである。政治が教育を支配する体制、教育が政治の奴隷になる体制が出来上がったのである。

第6点は、今後、禍根を残すと危惧される規定が新たに設けられたということである。

その1つは、第5条(義務教育)規定である。同条の第1項では、まず旧法と同じく、親の子を就学させる義務が謳われている。しかし、問題は第2項である。そこでは、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」と規定されている。ここでは、「義務教育として行われる教育」の目的と内容が定められており、子どもは、「社会において自立的に生きる」ための教育と、「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」教育とを受けることになる。否、そういう教育を受けなければならないことになっている。しかし、本条のように、法律によって目的を定められた教育を受けなければならないということは、子どもにとっては「義務としての教育」(=教育を受ける義務)とならざるを得ないのではなからうか。それは、日本国憲法第26条が規定している「権利としての教育」とは異質のものと考えられる。

ちなみに日本国憲法第26条は、すべて国民は「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利がある」と定めている。それは、憲法第13条が規定しているように、「生命、自由及び幸福」を追求することを目標として、子ども(国民)が教育の種類と内容を自主的自立的に選択しながら学び取り、教育基本法第1条が示しているように、「人格の完成」に向って成長し発達していくことを意味している。ここには、子どもが教育の権利の主体者であるという思想がある。これに対して新教育基本法第5条は、子どもが教育を受ける義務を負う存在として捉えられている。したがって新教育基本法第5条は、憲法第26条に違反するといえる。

その2つは、第10条(家庭教育)規定である。家庭教育の重要性については、言うまでもないことである。しかし、保護者(親権者)の責任と親権行使の優先権を認めることはよいとしても、それをもって「生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」責任までを法的に課するということは、行き過ぎではなからうか。

子どもの成長と発達の保障は、本来、家庭(親)、学校(教師)、地域社会、地方公共団体それに国の共同責任であろう。とりわけ国の教育義務は重いと言わなければならない。国が、この規定を以って、子育てと教育の責任を第一義的責任者である保護者に負わせるのは、無責任であるとともに、過大な負担を保護者に課するものと言わなければならない。今後、国は、家庭の子育てやしつけ(生活指導)の領域にまで介入してきて、保護者や地域社会や地方公共団体に対して強制的に指導してくることが危惧される。それは、もはや教育勅語の現代版でさえある。

本来、私事の領域であるはずの家庭における教育のあり方まで法律で規定するということは、「生命、自由及び幸福追求権」(憲法第13条)と「思想・良心の自由」(憲法第19条)を侵すものとならう。

(中谷)

もしこの教育的責任を十全に果たすことのできない保護者がいたら(実際には、いろいろな事情があって、その数は多数に上ると思われる。)、どうすればよいのであろうか。否、子どもはどこに救いを求めればよいというのであろうか。解決策の一つは、すべて国民が「健康で文化的な生活を営む権利」(憲法第25条)を保障することである。国がその責任を果たさないで、もっぱら教育責任を親に押し付けるだけでは、国民と子どもをいじめること以外の何ものでもない。

その3は、第11条(幼児期の教育)規定である。幼児教育の重要性についての指摘には、同感である。したがって、幼児教育の充実と振興について、国と地方公共団体が条件整備をする義務を果たすべきことは認められてよい。しかし、そのことと、幼児教育の内容を決定して、国民に押し付けることとは、まったく意味が異なる。前条の「家庭教育」への介入と本条の「幼児期の教育」とを合わせて考えると、そこには一つの共通項が見出せる。

それは、なぜ敢えて、こういう規定を設けたのかという疑問である。そもそも、「幼児期の教育」の充実と振興は、子どもの「教育を受ける権利」の充実で事足りるのではなかろうか。憲法26条に規定する「教育を受ける権利」とは、子どもや国民が、生涯にわたって教育を受け、その学習権を充足していく権利である。この権利を保障することは、国と地方公共団体の責任であることは自明のことである。言わずもがなのことを敢えて規定するということは、何か特別な意図が働いていると考えざるを得ない。では、それは何か。幼児期からの教育の国家管理であり統制である。ゆり籠から墓場まで、つまり人間の一生(誕生から家庭教育を経て学校教育、その後は生涯教育に及ぶ。)を国家が管理統制するということである。実際、教育再生会議は、家庭教育の在り方について、赤ちゃんは母乳で育てるべきだという趣旨の提案まで始めた。さすがに、この提案は内部からも反対があり、引込められたが、この事例は、こうしたことまで国家が介入してくることを示す典型的な事例である。

第7点は、財政的な裏打ちがまったく考慮されていないということである。教育の充実と振興を宣言しながらも、そのあらゆる教育の領域において、財政的な保障を明記した規定が見られないことである。「口は出すが、お金は出さない」主義である。

政府がしきりに教育の振興を叫んでいるが、日本政府の教育にかかる予算が如何に貧弱なものであるかを示しておこう。経済協力開発機構(OECD)の2006年の発表によると、大学の学費など高等教育費の家計負担率は、日本が60.3%で加盟国の中で最高であり、公費負担は30.7%で下から2番目である。国内総生産(GDP)比で見ると、0.6%で、韓国と同率ビリで、小中高校なども含めた割合は3.7%で、トルコと並んでやはりビリである¹²⁾。やや失礼な話であるが、韓国やトルコとビリから一、二を争っていないながら、日本を「美しい国」「教育新時代」もしくは「教育重視を最重要課題」(安部首相)とするなどと言えたものである。笑止千万な話である。

そういえば、2003年3月20日に提出された中央教育審議会の答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(以下、「教育基本法改正の方向」という。)でも、教育投資が重要であると言いながらも、教育予算の増額については言質を与えようとしていなかったことが思い出される。そこでは、つぎのように書いていた。

「教育は未来への先行投資であり、今日の教育が、個人の明日をつくり、社会の未来をつくる。これからの教育の目標を実現するため、教育への投資を惜しまず必要な施策を果敢に実行していく必要がある。現在の国、地方を通じた厳しい財政状況の下で、教育への投資の充実を図っていくためには、すでに実施している施策も含め、適切な政策評価を行い、その結果を反映させながら、施策の重点化・効率化を図ることが重要である。」(第1章)

「教育は、個人の生涯を幸福で実りあるものにする上で必須のものであると同時に、社会を担う人材を育成することにより、我が国の存立基盤を構築するものである。今後、我が国が国家戦略として人材教育立国、科学技術創造立国を目指すためには、計画に定められた施策を着実に推進していく必要がある。一方、現在の厳しい財政状況の下で、未来への先行投資である教育投資の意義について、国民の支持・同意を得るためには、今まで以上に教育投資の質の向上を図り、投資効果を高めることにより、その充実を図っていくことが重要である。」(第3章)

ここには教育予算を増額するという確約文言は、一切出てこない。答申が強調している「国家戦略として人材教育立国、科学技術創造立国」とは、国家至上主義、企業至上主義の教育の推進であり、「施策の重

点化・効率化」とは、教育投資の重点配分と節約である。そこには、「人間の全面的発達」や「子どもの幸福追求権としての教育」を本気で保障するといった観点が不在。個人の尊厳の確立(新教育基本法前文)や教育の目的としての「人格の完成」(同第1条)は、視野から消えているのである。

一方で、答申における「『公共』精神、道徳心、自律心」、「伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心」の強調、「学校・家庭・地域社会の連携・協力」「義務としての教育観」「教員の使命感や責務の明確化と資質向上・研修の重要性」「子どもが、教員等の指導に従い、規律を守り、学習に取り組むこと」「国民が・・・国家・社会の形成に主体的にかかわっていく態度の育成」等々の主張は、こうした答申の基調に照合すれば、子どもの幸福と学習権の保障ではなくて、国家と企業に奉仕する従順な人間の育成を企図しているということが鮮明になる。

しかも悲劇は、次のところにある。教育予算の貧しさは、家庭の経済力の比重を重くし、家庭の経済的格差が教育的格差をもたらしているという歴然たる事実である¹³⁾。

4. 改正教育基本法と日本の教育の将来

(1) 「教育新時代」の推進と教育格差の拡大

新教育基本法の成立で、政治が教育を支配する法体制はできあがった。安倍政権は、新教育基本法を起爆剤として、内閣の最重要課題と位置づける教育改革を次々と実施していくであろう。

事実、安倍首相は2007年1月26日の施政方針演説で、「社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、『教育新時代』を開いて」いくことを宣言した。そして、最初に着手したのが教育(再生)3法の改正であった。国会で絶対的多数を占める政府・文部科学省(国家権力)は、問答無用に自らの教育政策を強引に推進していくことであろう。

当面は、教育再生会議の第一次報告書(2007年1月24日)¹⁴⁾と第二次報告書(2007年6月1日)¹⁵⁾の提言のほか、政府内に設けられている経済財政諮問会議、規制改革会議等の諸提言を優先して取り上げていくであろう。

しかしながら、もし、そうした教育施策が遂行されていくなれば、現状よりも教育格差が拡大し、教育の荒廃がさらに進行するであろう。はっきりしていることは、そうした教育施策は、国民と子どもが当面している教育問題の解決にはならず、ただ、教育の管理統制を強化することになるであろうということである。

(2) 教育基本法の改正から日本国憲法の改正へ

政府与党の自由民主党は、結党以来、憲法改正を党是としてきており、先述の教育基本法改正論議の歴史の中でも見てきたように、憲法改正と教育基本法の改正を一貫してワンセットとして位置づけて来ている。教育基本法改正に成功した安倍政権の次の目標は、日本国憲法の改正(改悪)である。

安部首相は、官房副長官時代から、教育基本法改正とともに、首相になったら憲法改正を目指すという政策ビジョンを強硬に主張してきていた政治家であるが、その彼は、まず国民投票法を制定した。そして、「3年後に改正をめざしていくことを国民に宣言していく必要がある。それが政権としての正直な姿勢だ」と語り、あくまで3年後に憲法改正の発議をめざす考えを強調している(『朝日新聞』2007年6月27日)。改正の最大の狙いは、平和主義と戦争の放棄を規定した第9条の改正にあることは、改めて言うまでもないことである。

こうした政治の流れを読むと、旧教育基本法の改正は憲法改正の外堀を埋める作業であったと言える。この点で、「教育基本法改正の方向」という中教審答申を受けた後の2003年4月2日(午後)に開かれた衆院文部科学委員会で、当時の河村建夫副大臣が、教育基本法改正と憲法改正との関係について「教育基本法改正は今の憲法の精神を基に議論するのが大前提だが、今後、憲法の見直しの議論が出た時に、逆に(改正する教育基本法の精神が憲法改正案に)入っていくような価値を持つように検討したい」と述べ、憲法改正を視野に入れながら議論すべきであるという考えを示唆していたことが、鮮明に思い出される。本来ならば、日本国憲法改正→教育基本法改正の道筋であろうが、憲法改正の可能性が低い状況下では、まず憲

法改正を視野に入れながら教育基本法改正を行い、次に日本国憲法改正へ進むという道筋を取ろうというのである。

確かに、改憲論者の政治的意図を含んだ主張によれば、アメリカ占領下で「押し付けられて」制定された日本国憲法と旧教育基本法ということになるが、今、その憲法と一体関係にあると考えられてきた旧教育基本法改正が、本丸である日本国憲法の改正に連動するのではないかと危惧される側面もなくはない。しかし国民はそれほど単純で愚かであろうか。私にはそうは思えない。

5. 新教育基本法への対応 ―子どもと国民の幸福追求権と学習権の確立のために―

それでは私たちは、新教育基本法に対してどのように対応すればよいのであろうか。以下では、その視点について述べていこう。

第1点は、日本国憲法と新教育基本法が規定している人類の普遍的価値と教育の普遍的価値を擁護していくことである。

日本国憲法の平和主義・民主主義・基本的人権の尊重という3大基本原理規定は健在である。また新教育基本法においてさえも、「民主的で文化的な国家」「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し」「豊かな人間性と創造性」(以上、前文)、「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者」(以上、第1条)、「学問の自由を尊重」「個人の価値を尊重」(以上、第2条)…といった人類の普遍的価値と教育の普遍的価値は、教育基本法の改正においても削除されなかった。旧教育基本法の精神は、依然として生き残っているのである。少なくとも、全面的に否定されたのではなかったということである。この点で、戦後教育改革を推進するために設置された教育刷新委員会の委員長で、教育改革を主導することに力のあった南原繁氏(当時、東京大学総長)が、

「今後、いかなる反動の嵐の時代が訪れようとも、何人も教育基本法の精神を根本的に書き換えることはできないであろう。なぜならば、それは真理であり、これを否定するのは歴史の流れをせき止めようとするに等しい」¹⁶⁾と言っていることは、今日でも味読すべき言葉である。私たちは、この人類の普遍的価値と教育の普遍的価値を擁護し強化していかなければならない。具体的には、日常の教育の理論と実践において、人類の普遍的価値と教育の普遍的価値を実現するよう、努力精進していかなければならないということである。また仮令30%の可能性であったとしても、最後まで普遍的価値を擁護していくという「したたかさ」を持たなければならない。

第2点は、新教育基本法の諸条項を、現代社会と教育科学の発展を踏まえて、新しく解釈していくべきであるということである。現代社会における教育基本法の国民教育的解釈の再構築と言い換えてもよいであろう。その場合の立脚点は、日本国憲法の精神と教育科学の成果を踏まえるということである。換言すれば、日本国憲法の精神や趣旨に沿うように、且つ教育科学が明らかにしてきた科学的成果や知見を踏まえて、新教育基本法の各条項を解釈するということである。

具体的な例として、新教育基本法第16条第1項の「教育は、不当な支配に服することなく」という禁止規定の意味は、教育内容に対する国の関与は、たとえ法律によるものであっても「不当な支配」となり得るとの解釈を、憲法的にも教育学的にも緻密に展開していくことである。その際、憲法第13条から出発する教育(学習)権論の構造化¹⁷⁾、最高裁学力テスト判決(最大判昭51・5・21)における国の教育内容への関与の抑制論などの再吟味が要請されよう。教育の内的事項と外的事項の区分論と教育行政の関与の区分論は払拭されるとともに、早急に新しい教育行政の在り方が提唱される必要があろう¹⁸⁾。

第3点は、子どもの健やかな成長と学習する権利の保障及び日本の公教育の改善と改革のためには、常民(民衆)の「子育て思想」を掘り起こし、そこから公教育の見直し(捉え直し)を進めていくべきであるということである。この趣旨は、国主導の教育改革・上からの教育改革ではなくて、子どもを基点とした教育改革・下からの教育改革を実現して行こうということである。

筆者は、近年、柳田国男や宮本常一などが蓄積してきた民俗学の貴重で豊富な成果¹⁹⁾に学ぶとともに、現代における民衆の教育思想と生活思想を新しく掘り起こし、その思想と行動様式から新しい教育思想と

教育制度の体系を構築していくことの大切さを痛感し、「教育民俗学」の重要性を提唱しているところである²⁰⁾。新教育基本法の民俗学的解釈があってもよいのではなかろうか。

第4点は、新教育基本法を考える場合にも、常に日本の過去の罪過への批判と反省を忘れてはならないということである。世界の歴史の中で新教育基本法を位置づけて考えるということであり、日本について言えば、「学事奨励に関する被仰出書」→「教育勅語」→「旧教育基本法」→「新教育基本法」といった歴史的流れの中で、その意味を考えることが必要である。とりわけ、これからの教育のあり方を考える時、戦争への反省と不戦の決意を誓うことを指針とすべきであろう。

注

- 1) 教育基本法の成立過程については、中谷彪『資料教育基本法の成立過程』（タイムス、1985年）を参照されたい。本稿でも、同書から多くの引用をした。
- 2) 教育基本法改正論議の歴史の変遷については、中谷彪『教育基本法の世界』溪水社、2003年、第3章に詳しい。本稿では、同書の記述に、追加し補正した。
- 3) 中谷彪『教育基本法の世界』溪水社、2003年、第3章(55頁以下)を参照されたい。
- 4) 中谷彪『教育基本法の世界』第2章の第5条の逐条解釈(40～41頁)を参照されたい。
- 5) 教育基本法の成立過程の記述については、中谷彪『資料 教育基本法の成立過程』及び『教育基本法の世界』第1章に依拠している。
- 6) 田中二郎・辻田力監修、文部省内教育法令研究会著『教育基本法の解説』国立書院、1947年、59～60頁。
- 7) 同上、60頁。
- 8) 同上、61～62頁。
- 9) 同上、62～63頁。
- 10) 「国民全体に対し直接に責任を負って行われる」の意味について、私は何回も主張してきたところである。旧教育基本法第10条の規定する教育権独立の原理については、最初から、官・民ともに理解されてこなかった。とりわけ、国民の教育権説を主張する人々によっても無視されるか、十分に理解されてこなかったことは、悲劇であったといわなければならない。彼らはこの意味を、議会制民主主義の原理、多数決原理に立って理解していた。
- 11) 政治が教育に介入することに対して制限があることについては、塩尻公明の以下の説明が明快である。少し長いが、引用しよう。

「政治と教育とはその究極の目標を一にしている。…善良にして幸福な人間を作り、よき社会とよき国家とを作るためには、政治と教育とは互いに協力しなくてはならないものであるし、また両者が真に正しいあり方に於いてあるならば当然に相協力する筈のものである。…然し乍ら、現実の政治は、その具体的な諸政策に関して、必ずしもつねに究極の正しき目標を一条の金線の如く貫いてゆくものであるとは限らず、また現実の政治家は一時を糊塗するための便宜や執念深い政権欲のためには、本来の目的を一擲して顧みないことが屢々である。従って現実の政治は、政治としての正当な限界を逸脱して不当の支配と指導力とを教育に及ぼそうとする場合もまれではないことになってくる。

…

デモクラシーの諸制度が完備してくればくるほど、多数者の意志に依って行う一切の決定は、凡ての個人にとって、自己自身の命令に従うことを意味するのであって不自由でも抑圧でもある筈はない、従って多数者の意志を以てすればいかなる事柄を断行してもよいという錯覚におそれ易いのであるが、然しいかなる多数決を以てしても凡そ政治にはその性質上こえてはならない限界があるのであって、その限界をこえた政治に対しては必ずしも服従する必要はなく、また場合に依っては服従してはならないことになるのである」（塩尻公明『政治と教育』社会思想研究会出版部、1957年、56～58頁）。

- 12) OECD『図表でみる教育 2006年版』（インディケータ B2：国内総生産(GDP)に対する教育支出の割

- 合), 文部科学省『教育指針の国際比較(2007年版)』2007年1月10日刊, 57~58頁.
- 13) マスコミや教育再生会議でも, さかんに学力低下を指摘するが, それが本当であるかについては, 多くの教育学者から反論がなされている. その代表者は荻谷剛彦氏, 本田由紀氏らである.
荻谷氏は, 家庭の経済力の差が子どもの学力差に反映していると主張し, 中学生の学力の「ふたこぶラクダ」現象を指摘している(『論座』2002年6月, 47頁).
本田氏は『朝日新聞』(2007年1月29日)で, つぎのように指摘している.
「05年に発表された03年度の小・中学校教育課程実施調査結果によれば, 同年度調査では, 01年度の調査と比べて上昇傾向がみられ, 93-95年度調査と比べても明確に低下してはいない.」「日本の児童生徒の学力は, 国際的に見ても総じて非常に高い水準をまだ維持している.」
「04年12月に発表された経済協力開発機構(OECD)の『生徒の学習到達度調査』(PISA調査)の読解力の結果では, 日本の成績上位層には低下が見られないが, 成績階層の比率と点数低下傾向が増大しており, 全体ではなく下方に『そこが抜ける』形での定価が危惧されることは忘れてはならない.」
- 14) 「教育再生会議」第一次報告書の提言は, 以下のような内容である.
①ゆとり教育の見直し, 授業時数10%増加→学習指導要領の改訂, ②副校長, 主幹職の新設→学校教育法の改正, ③いじめている子どもに出席停止制度などの活用, ④高校での奉仕活動を必修化, ⑤大学の9月入学を普及促進, ⑥社会人を教員に積極的に採用する, ⑦教員免許に更新制を導入→教員免許法改正, ⑧学校を評価・監査する教育水準保障機関(仮称)の設置, ⑨教育委員会を外部評価する第三者機関の設置
- 15) 「教育再生会議」第二次報告書の提言は, 以下のような内容である.
①授業時数を10%増やす. ②効率学校教員給与は評価を踏まえた体系にする. ③教育委員会に「学校問題解決支援チーム」を設置する. ④「道徳の時間」を徳育として教科化する. ⑤全国学力調査の学力不振校に, 国や教育委員会は特別支援を行う. ⑥幼児教育の無償化を総合的に検討する. ⑦大学・大学院の9月入学を促進する. ⑧複数の大学が大学院などを共同設置できる仕組みを創設し, 国立大学を再編統合する. ⑨国立大学法人運営費交付金は, 努力と成果を踏まえた配分になるよう検討する.
- 16) 『朝日新聞』2006年12月16日.
- 17) 例えば中谷彪「国民の教育権保障の法的構造—幸福追求権としての教育権理論構築のために—」『甲子園短期大学紀要』第3号, 1973年, 後に中谷彪『国民の教育の自由』(泰流社, 1972年所収)を参照されたい.
- 18) 中谷彪『教育基本法と教育行政の理論』明治図書, 1987年, 同『アメリカ教育行政学研究序説』泰流社, 1988年, 同『1930年代アメリカ教育行政学研究』晃洋書房, 2003年などを参照されたい.
- 19) 例えば柳田国男『定本柳田国男集』(全31巻ほか, 筑摩書房), 宮本常一『宮本常一著作集』(30巻, 未来社)の業績がその代表例であるが, その他にも, 豊かで貴重な研究業績が多数発表されている.
- 20) その試論的成果の1つが, 中谷彪『子育て文化のフロンティア』(晃洋書房, 2006年)である.

(2007, 8, 14)